

下目黒一丁目地区街づくり協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、下目黒一丁目地区街づくり協議会と称する。(以下、「本会」と称する。)

(目的)

第2条 本会は、下目黒一丁目地区(以下、「本地区」と称する。)の“街の将来像”をお互いに共有しながら、誰もが安全に安心して暮らしていくための意見を出し合い、その意見をまとめていくことを基本姿勢とし、“目黒駅直近である活力を活かした生活者・来訪者にとって魅力的な街の実現”を目的として活動する。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記のことを行う。

- (1) 本会は、本地区の街づくりに関する合意形成の場として話し合いを進める。
- (2) 話し合いは、会議やワークショップとして開催する。また、必要な場合は現地視察なども行いながら、街の現状、課題及び解決策について調査・研究する。
- (3) (2)により、本地区の将来像や街づくり方針等の検討・作成を進める。
- (4) 街づくりニュース等を発行し、本会の活動状況や協議内容を本地区関係者(本地区内に居住する者、本地区内で事業を営む者及び土地又は建物を所有する者)にお知らせするとともに、必要に応じてアンケート調査等を実施して、本地区関係者の意向の把握に努める。
- (5) 上記の活動を「(仮称)下目黒一丁目地区街づくり計画」としてまとめ、目黒区に必要な対応策を要望する。
- (6) その他、本会が必要と認める街づくりの活動を行う。

(委員)

第4条 本会は、次に掲げる者(以下、「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 関係町会及び商店会から推薦された者。
- (2)本地区に居住する者及び土地又は建物を所有する者で、街づくりに関心がある者。

2 委員は、20名程度とする。

(役員等)

第5条 本会の役員構成、職務は次のとおりとする。

- (1) 会長1名、副会長若干名の役員を、本会の中から互選によって定める。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (4) 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(運営等)

第6条 会長は、会議を招集し、これを主催する。

- 2 会長は、必要に応じて役員会を召集し、本会の運営等について協議することができる。
- 3 区や街づくりの専門家は、本会の運営を支援する。
- 4 会長の承認を得た本地区関係者は、会議を傍聴することができる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、目黒区街づくり推進部地区整備課に置く。

(その他)

第8条 この会則は、本会の承認を得て改正することができる。

- 2 その他、この会則に定めがない事項については、本会で協議し決定する。
- 3 本会が活動目的を達成したと判断した場合は、本会を解散できる。

(付則)

- 1 この会則は、平成31年3月14日から施行する。
- 2 この会則にいう下目黒一丁目地区は、下目黒一丁目1～7番の区域(約5.3ha)とする。